令和３年度　第１回介護保険運営協議会　次第

令和３年５月１７日（月）午前９時３０分～
（Webex 会議）

１　開会あいさつ

２　委員紹介

３　会長選出

４　副会長指名

５　議題
（１）介護保険運営協議会の運営体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・資料１

６　報告事項
（１）北区地域包括ケア推進計画・第８期介護保険事業計画について

（２）地域包括支援センター運営協議会の報告について・・・・・・・・・・・・資料２

７　その他

資料１

介護保険運営協議会について

１　運営協議会の設置目的

介護保険の運営に関する事項について協議するため、東京都北区介護保険条例及び同施行規則により、区長の附属機関として設置しています。

また、協議会での議論を深めるため、「地域包括支援センター運営協議会」と「地域密着型サービス運営協議会」の２つの専門協議会を設置しています。

<table>
<tr><td colspan="2">介護保険運営協議会（２７人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）介護保険事業計画の策定に関すること
（２）介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価を行い、状況に応じて区長に助言・勧告等を行うこと
（３）苦情相談に関する整理・分析を行い、苦情の再発防止や事業者全体のサービスの質の向上を促すこと
（４）その他介護保険事業の円滑な運営を図るために区長が必要とする事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門協議会</td><td>地域包括支援センター運営協議会（１６人）</td></tr>
<tr><td>（１）地域包括支援センターの運営及び予防給付に関すること
（２）その他地域包括支援センターの運営と密接に関連すると認められる事項</td></tr>
<tr><td>地域密着型サービス運営協議会（１３人）</td></tr>
<tr><td>（１）地域密着型サービス等の指定、指導・監督に関すること
（２）その他地域密着型サービスに関し、意見の聴取が必要と認められる事項</td></tr>
</table>

２　委員の構成

学識経験者３名、経験を有する委員１７名、区民を代表する委員７名の計２７名で構成されています。

３　委員の任期

３年となります（令和３年５月１７日～令和６年５月１６日）。

４　委員報酬

「東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」によります。

５　令和２年度の開催実績

（１）介護保険運営協議会・・・・・・・・・・３回（うち２回：書面開催）
（２）地域包括支援センター運営協議会・・・２回（うち１回：WEB 開催）
（３）地域密着型サービス運営協議会・・・・２回（うち１回：書面開催）

抜粋

東京都北区介護保険条例

第四章　東京都北区介護保険運営協議会
（介護保険運営協議会の設置）
第十四条　介護保険の運営に関する事項について審議するため、区長の附属機関として東京都北区介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。
（委員の定数）
第十五条　運営協議会は、介護に関する学識又は経験を有する者及び区民のうちから区長が委嘱又は任命する二十七人以内の委員をもつて組織する。
（委員の任期）
第十六条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

東京都北区介護保険条例施行規則

第六章　東京都北区介護保険運営協議会
（運営協議会）
第四十四条　東京都北区介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）は学識を有する委員三名、経験を有する委員十七名及び区民を代表する委員七名で構成する。
２　運営協議会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
３　会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第四十五条　運営協議会は、会長が招集する。
２　運営協議会は、過半数の委員の出席がなければこれを開き、議決することができない。
３　運営協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を運営協議会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
５　運営協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。
６　運営協議会に、専門協議会を置くことができる。
７　専門協議会は、運営協議会の所掌事項のうち、運営協議会が付議した事項について協議し、その結果を運営協議会に報告する。
８　専門協議会の委員は、運営協議会の委員のうちから会長が指名する。
（委任）
第四十六条　この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

東京都北区介護保険運営協議会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、東京都北区介護保険条例（平成１２年３月北区条例第１２号。以下「条例」という。）第１４条から第１６条及び同施行規則（平成１２年３月北区規則第２６号。以下「規則」という。）第４４条から第４６条に定めるもののほか、東京都北区介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　運営協議会は、条例第１４条の規定による設置目的を達成するため、主として次に掲げる事項について審議する。

（１）介護保険事業計画の策定に関すること。

（２）介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価を行い、状況に応じて区長に助言・勧告等を行うこと。

（３）苦情相談に関する整理・分析を行い、苦情の再発防止や事業者全体のサービスの質の向上を促すこと。

（４）その他介護保険事業の円滑な運営を図るために区長が必要とする事項

（会議）

第３条　会長は、規則第４５条第１項の規定により運営協議会を招集するときは、緊急やむを得ない場合を除き、開催日の７日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して委員に通知するものとする。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会長は、健康福祉部各課長等に会議の出席を求めるものとする。また必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第４条　規則第４５条第５項但書の規定により運営協議会を公開としないとする場合は、運営協議会の議決を得るものとする。

２　会長は、傍聴人の数を制限することができる。

（会議の傍聴）

第５条　次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

（１）凶器、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を所持している者

（２）酒気を帯びている者

（３）前二号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者

２　会議を傍聴する者は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い入場、着席しなければならない。

３　会議を傍聴する者は、会長の指示に従い静粛を旨とし、かつ次に掲げる行為をしてはならない。

（１）会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明すること。

（２）みだりに席を離れる等会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

（３）写真等を撮影し、又は議事を録音すること。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りでない。

（４）前三号に掲げるもののほか、会長が指定した行為
４　会議を傍聴する者は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに退場しなければならない。
（１）前条第１項ただし書きの規定に基づき、会長が会議を非公開にすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき
（２）前三項のいずれかに該当することにより、会長が退場を命じたとき
（議事録）
第６条　会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。
（１）運営協議会の開催日時、場所及び議題
（２）出席した委員等の氏名
（３）議事の概要
（４）前三号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
２　議事録は公開とする。ただし、第４条第１項ただし書きの規定に基づき、会議を公開しなかった議事に係る議事録は公開しない。
３　議事録の保存は、議事録を作成した会計年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保存するものとする。
（専門協議会）
第７条　規則第４５条第６項の規定により設置する専門協議会の名称及び担当事項は、次のとおりとする。ただし、会長は協議会の効率的運営のため特に必要があると認めるときは、協議会の担当分野を変更することができる。
（１）地域包括支援センター運営協議会
地域包括支援センターの運営及び地域支援事業等に関すること
その他地域包括支援センターの運営と密接に関連すると認められる事項
（２）地域密着型サービス運営協議会
地域密着型サービス等の指定、指導・監督に関すること
その他地域密着型サービスに関し、意見の聴取が必要と認められる事項
２　各専門協議会に会長１人を置き、各専門協議会委員の互選によってこれを定める。
３　専門協議会副会長は、専門業議会の委員の中から専門協議会会長が指名し、専門協議会会長に事故があったときは、その職務を代理する。
４　専門協議会は、専門協議会会長が招集する。
５　専門協議会の運営は、第２条から第６条までの規定を準用する。この場合において「会長」とあるのは「専門協議会会長」と読み替えるものとする。
（庶務）
第８条　運営協議会の庶務は、介護保険課が行う。
（委任）
第９条　この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

資料２

地域包括支援センター運営協議会の報告

○　令和２年度第２回地域包括支援センター運営協議会
（令和３年３月 25 日（木）午後２時～ Webex 会議・区役所第２委員会室）

１　報告事項

（１）令和２年度高齢者あんしんセンター事業評価について

１）自己評価について

自己評価の実施に際しては、令和２年度から「高齢者あんしんセンターの事業評価（自己評価）の実施の手引き」に基づき、各高齢者あんしんセンター職員全員に自己評価表項目を配布し、後日センター内で自己評価について全員で話し合い、意見交換の結果を回答とした。

高齢者あんしんセンター自らが自己評価表にチェックする方法で、回答は、「できている」「ある程度できている」「ほとんどできていない」「できていない」の４段階とし、それぞれを点数化した。

各項目とも概ね「できている」「ある程度できている」との評価が多かったが、生活支援体制整備事業の「地域の見守りの育成について」は、「ほとんどできていない」と評価したあんしんセンターが約半数あった。また、社会資源の把握について「地域の社会資源情報の更新を行い、提供できるように整理されているか」では「ほとんどできていない」と評価したあんしんセンターが全体の３割以上であった。

令和２年度から実施した各高齢者あんしんセンター内の話し合いについて、多くのセンター長から「各自が評価し、話し合いの場をもつことで多職種の動きや考え方に温度差があること、専門職だけが把握していたこと・活動してきたことを職員間で共有できた」と報告された。

２）利用者評価について

区民、区内医療機関及び居宅介護支援事業所にアンケート調査を実施した。

①　区民

サロンの内容及びセンターに対する満足度は高く、「満足」「ある程度満足」との回答がともに 99%を超えていた。サロンについては、コロナ禍において中止していたサロンの再開に感謝する声が多く、「久しぶりに参加して楽しかった」「参加者や職員に会えてうれしかった」や「外出できず運動不足で体操が出来て良かった」ほか、「サロンの継続」「回数の増加」「多彩な企画内容」等「通いの場」に期待する意見が多かった。また、高齢者あんしんセンターについても、「相談しやすい」「親切で対応が早い」「頼りになる」「新型コロナウィルスの感染予防対策に安心して参加できた」など高齢者あんしんセンターの職員の配慮や応対に対する満足度が高い意見が多数見られた。

②　区内医療機関

回答者の約 86%が高齢者あんしんセンターと連携が取れており、職員対応に

ついても「相談の対応が迅速で的確、親切で丁寧」等意見が多く「満足」、「ある程度満足」との回答が 92%となった。また、全体の満足度も約９割が「満足」「ある程度満足」と回答し、職員の対応の評価が全体の満足度につながっている。

③ 居宅介護支援事業所

連携に対し「十分取れている」「ある程度取れている」と約 87%が回答した。全体的な満足度では「満足」、「ある程度満足」、「やや満足」との回答も９割を超えているが、「頼れる人・親切に対応してくれる人もいるが、そうでない人やあんしんセンターもある。困難ケースでは困難ケースそのものより、あんしんセンターの対応により精神的に疲弊してしまう」など高齢者あんしんセンター及び職員の対応の差についての意見もあった。

３）ヒアリング

令和２年度は下記の６か所の高齢者あんしんセンターを対象に実施した。
現地での書類確認やヒアリング、施設確認等を行った。

あんしんセンター名	実施日	参加委員
桐ケ丘やまぶき荘	１０月１日（木）	藤原　佳典会長 渡辺　泰男委員 大梶　陽子委員
飛鳥晴山苑	１０月８日（木）	置鮎　佐和子委員 高齢福祉課職員
東十条・神谷	１０月１９日（月）	大西　　洋委員 大梶　陽子委員
十条	１０月２１日（水）	遠藤　寛子委員 桑原　光郎委員
昭和町・堀船	１０月２２日（木）	藤原　佳典会長 桑原　光郎委員
西が丘園	１０月２９日（木）	熊木　隆夫委員 大場　栄作委員

（２）令和３年度高齢者あんしんセンター事業評価の実施について

高齢者あんしんセンターごとに取り組む目標を定めており、PDCA サイクルの実施に活用し、地域の特性に合わせた効果的な取り組みを推進するため、令和３年５月から令和２年度と同じ内容で事業評価を実施する。

○　令和３年度第１回地域包括支援センター運営協議会

令和３年７月１４日（水）区役所第一庁舎４階　第二委員会室